

東京海洋大学海洋生命科学部における大学以外の教育施設等における学修に関する取扱要領

平成16年 4月 1日 海洋大規第135-2号
改正 平成25年11月14日 海洋大規第 59号
改正 平成26年 2月13日 海洋大規第 3号
改正 平成28年 7月 7日 海洋大規第 181号
改正 平成29年 2月20日 海洋大規第 65号
改正 平成30年12月28日 海洋大規第 117号

第1 この要領は、東京海洋大学学則第35条及び第36条の規定に基づき、文部科学大臣が別に定める学修を東京海洋大学（以下「本学」という。）海洋生命科学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定する資格、授業科目、単位数、成績の評価及び評価点は、次のとおりとする。
 ただし、単位修得済みの授業科目には適用しない。

| 認定する資格 | 授業科目 | | 単位数 | 成績の評価及び評価点 |
|---|------|----------------------|-----|------------|
| 実用英語技能検定1級 又は TOEFL(iBT)95点以上 又は IELTSバンド7.0以上 | 総合科目 | Basic English I | 1 | A+ (100点) |
| | | Basic English II | 1 | |
| | | Practical English I | 1 | |
| | | Practical English II | 1 | |
| | | Effective English I | 1 | |
| | | Effective English II | 1 | |
| 実用英語技能検定準1級 又は TOEFL(iBT)72点～94点 又は IELTSバンド5.5～6.5 | 総合科目 | Basic English I | 1 | |
| | | Basic English II | 1 | |
| 実用英語技能検定1級 又は TOEIC Listening & Reading Test 600点以上 又は TOEFL(iBT)72点以上 又は IELTSバンド5.5以上 | 基礎科目 | TOEIC 入門 | 1 | |
| | | TOEIC 演習 | 1 | |

第3 前項の表中「TOEIC Listening & Reading Test（以下「TOEIC L&R」という。）600点以上」は、学則第36条の規定にかかわらず、本学入学後に受験したTOEIC L&R（公開テスト又は学内で実施したIPテスト）のスコアに限るものとする。

第4 単位の認定を受けようとする者は、[別紙様式](#)による単位認定願に資格のスコアカード又は合格証明書を添えて教務課に提出するものとする。

第5 単位の認定の申請は、次のとおり行うものとする。なお、資格に有効期限が付されていない場合は資格のスコアカード又は合格証明書に記載された資格の認定日（資格の認定日が記載されていない場合は資格の受験日）から2年以内に、資格に有効期限が付されている場合は資格の有効期限までに、それぞれ申請を行うものとする。

①入学前に資格を取得した場合

第1年次前学期履修登録期間内で別に定める期日までに申請する。

②在学中に資格を取得した場合（③による場合を除く）

取得後、認定を受けようとする学期の履修登録開始の前日までに申請する。ただし、「TOEIC 演習」については、当該学期の履修登録開始日以後であっても、履修登録がされていない場合に限り、別に定める期日まで申請を認めるものとする。

③4月のオリエンテーションで実施されたTOEIC L&R（学内で実施するIPテスト）で資格を取得した場合

資格を取得した年次における前学期履修登録期間内で別に定める期日までに申請する。ただし、止むを得ない理由により当該期日までに申請が出来なかった場合には、認定を受けようとする学期の履修登録開始の前日まで申請を認めるものとする。

第6 認定した授業科目及び単位は、本人に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年海洋大規第59号）

- 1 この要領は、平成25年11月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者及び平成26年度までの編入学者については、この要領の規定にかかわらず、成績の評価及び評価点は、なお従前の例による。

附 則（平成26年海洋大規第3号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者及び平成27年度までの編入学者については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年海洋大規第181号）

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者及び平成30年度までの編入学者については、改正後の第5を除き、なお従前の例による。

附 則（平成29年海洋大規第65号）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する学生及び平成29年4月1日以降に海洋科学部に編入学または再入学する学生にあつては、なお従前の例による。

附 則（平成30年海洋大規第117号）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する学生及び平成32年度までの編入学者にあつては、なお従前の例による。